

家賃支援給付金について

20-008号
通巻:212

売上の減少に直面するみなさまの事業の継続を支えるため、**地代・家賃の負担を軽減**することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金が給付されます。

以下、簡単ではございますが制度の内容を紹介していきます。

◇ 申請が可能な方(法人)

- (1) 2020年4月1日時点で、次のいずれかのあてはまる法人であること
 - ①資本金額または出資金額が、**10億円未満**であること。
 - ②資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、**常時使用する従業員の数が2,000人以下**であること（医療法人・社会福祉法人等）
- (2) 2019年12月31日以前から事業収入を得ており、**今後も事業を継続する意思があること**
- (3) 2020年5月から2020年12月までの間で、**新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまること**
 - ①**いずれか1ヶ月の売上が前年の同じ月と比較して50%減少**している
 - ②**連続する3ヶ月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減少**している
- (4) **他人の土地・建物を自身で営む事業の為に直接占有し、使用・収益をしていること**の対価として、**賃料の支払いを行っていること**

◇ 給付額

申請日の直前の1ヶ月以内に支払った賃料等をもとに算定された金額が給付されます。

(法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円)

算定方法

申請時の直近1ヵ月における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）**の**6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

◇ **申請が可能な方(個人事業者)**

個人事業者の方は、上記法人の項目で 紹介した(2)、(3)及び(4)に該当する方が対象となります。

◇ **申請に必要な書類**

- (1) 賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸契約書)
- (2) 申請時の直近3ヶ月の賃料支払実績を証明する書類
- (3) 本人確認書類(運転免許証等)
- (4) 売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)

◇ **申請の期間**

給付金の申請期間は、**2021年1月15日迄**(電子申請の締め切りは同日24時まで)

◇ **よくある質問**

Q: 借地の賃料は対象か？

A: 対象になります。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。

(例: 駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料)

Q: 自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象か？

A: 対象ではありません。

Q: 個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象か？

A: 対象ですが、確定申告書における損金計上額等、自らの事業に要する部分に限ります。

Q: 社員寮・社宅については給付の対象になるか？

A: 法人が社宅・寮に用いる物件を賃貸借契約書等に基づいて借り上げて従業員を住ませ、当該物件の賃料を当該法人の確定申告等で地代・家賃として計上しているのであれば、原則として給付対象となります。他方、賃貸借契約に基づいて従業員に転貸している場合は対象外となります。

Q: 管理費や共益費等も賃料の範囲に含まれるか？

A: 給付額算定の費用に含まれますが、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、算定の対象になりません。

	対象	対象外
契約	賃貸借契約 (土地・建物)	売買契約
費用	賃料	左記以外の費用・支出
	共益費、管理費	

Q: 賃貸借契約の賃貸人が賃借人と実質的に同じ人物である場合(自己取引)、配偶者または1親等以内の親族(夫婦、親若しくは子)である場合(親族間取引)は対象となるのか？

A: 自己取引、親族間取引においては、両者は生計を一にしている場合も多く、賃借人が賃貸人から賃料不払いを理由として退去等を求められ、事業継続が困難な事態に至る蓋然性は決して高くないことから、家賃支援給付金の趣旨に鑑み、給付対象外としています。

新型コロナウイルス感染症の影響により様々な給付金の種類があります。申請書類には何が必要なのかご不明な方はお問い合わせ頂けたらと思います。また、経済産業省のホームページにも記載している質問以外の内容も掲載されておりますので、ご確認して頂くようお願い致します。